

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

- (1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
貯蔵品は、総平均法による原価法によっている。
- (2) 有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的の債権は、償却原価法(定額法)によっている。
- (3) 固定資産の減価償却の方法
定率法による。
- (4) 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
普通預金	0	10,000,000	0	10,000,000
定期預金	1,500,000	50,000,000	0	51,500,000
投資有価証券	1,013,585,794	50,000,000	110,385,794	953,200,000
小計	1,015,085,794	110,000,000	110,385,794	1,014,700,000
特定資産				
公益事業積立資産	13,003,066	0	2,976,200	10,026,866
小計	13,003,066	0	2,976,200	10,026,866
合計	1,028,088,860	110,000,000	113,361,994	1,024,726,866

3. 基本財産及び特定資産の財源の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位:円)

科目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
基本財産				
普通預金	10,000,000	(0)	(10,000,000)	
定期預金	51,500,000	(0)	(1,500,000)	
投資有価証券	953,200,000	(1,003,200,000)	(0)	—
小計	1,014,700,000	1,003,200,000	11,500,000	0
特定資産				
公益事業積立資産	10,026,866	(10,026,866)	(0)	—
小計	10,026,866	(10,026,866)	(0)	—
合計	1,024,726,866	(1,013,226,866)	(11,500,000)	—

4. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
什器備品	468,405	468,402	3
合計	468,405	468,402	3

5. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、次のとおりである。

(単位:円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時価	評価損益	備考
ムラヨローロッパファイナンス エヌアイ No.48063	200,000,000	197,900,000	△ 2,100,000	100円当り98.95円
ムラヨローロッパファイナンス エヌアイ No.42655	200,000,000	180,340,000	△ 19,660,000	100円当り90.17円
ムラヨローロッパファイナンス エヌアイ No.42664	100,000,000	84,360,000	△ 15,640,000	100円当り84.36円
シルフリミテッドシリーズ 50409	300,000,000	284,970,000	△ 15,030,000	100円当り94.99円
ザ・ゴールドマン・サックス・グルー プ・インク PRD債	100,000,000	93,224,000	△ 6,776,000	100円当り93.224円
エスエムビーシーニッコウショウケン (5451-9082)	50,000,000	41,620,000	△ 8,380,000	100円当り83.24円
合計	950,000,000	882,414,000	△ 67,586,000	

※ 満期まで保有の場合、元本割れのリスクは発生しない。

6. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

内容	金額
経常収益への振替額	
基本財産受取利息	18,553,052
基本財産受取配当金	2,930,000
合計	21,483,052

7. その他

金融商品の状況

(1) 金融商品に対する取組方針

当法人は、公益目的事業の財源の相当部分を運用益によって賄うため、債券、株式、投資信託により資産運用する。なお、デリバティブ取引は行わない方針である。

(2) 金融商品の内容及びリスク

投資有価証券は、債券、株式、投資信託であり、発行体の信用リスク、市場価格の変動リスクにさらされている。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 資産運用規程に基づく取引

金融商品の取引は、当法人の基本財産管理規程に基づき行う。

② 信用リスクの管理

債権については、発行体の状況を定期的に把握し、理事会に報告する。

③ 市場リスクの管理

株式については時価を定期的に把握し、理事会に報告する。

投資信託については、関連する市場の動向を把握し、運用状況を理事会に報告する。